

お知らせ

令和6年度第1回区政サポーターアンケート調査の結果がまとまりました

- ▷ **テーマ** 「区議会だよりについて」「建築物の耐震化について」「区公式ホームページについて」
- ▷ **閲覧場所** 区政情報コーナー（区役所3階⑦番）、図書館のほか、区HP「区民の声」に掲載
- ▷ **問合せ** 広報課
TEL (5246) 1023 [詳しくはこちら](#)



旧坂本小学校跡地暫定広場で実施する社会実験の提案事業者等を募集します



地域の活性化やコミュニティの醸成等、公益性に資するイベント等の開催を希望する事業者等を募集します。

- ▷ **場所** 旧坂本小学校跡地暫定広場（下谷1-12-8）
- ▷ **事業実施期間** 10月～
- ▷ **実施頻度** 審査の上、2か月に1回程度
※使用料免除（手続きが必要）
※申込み方法等詳しくは、区HPをご覧ください。
- ▷ **問合せ** 用地・施設活用担当（区役所4階②番）
TEL (5246) 1531 [詳しくはこちら](#)



浅草橋区民館外階段塗装工事に伴う利用について

足場を組み立てて作業します。また、騒音・振動・臭い等が発生する可能性がありますので、利用に差し支える場合は他区民館の利用をご検討ください。

- ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしく申し上げます。
- ▷ **工事期間** 11月～12月末
※工事期間中も浅草橋地区センターは通常どおり開庁します。
- ▷ **問合せ** 浅草橋区民館
TEL (3851) 4646
区民課
TEL (5246) 1123

寄附の禁止～7・8月は政治家の寄附禁止PR強化月間です～

- 政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ること、有権者が政治家に寄附を求めることは法律で禁止されています。
- ▷ **問合せ** 選挙管理委員会事務局
TEL (5246) 1461

台東区公式観光情報サイト「TAITOおでかけナビ」をリニューアルしました

区内のイベントやスポット、モデルコースやおいしい飲食店、観光パンフレットなどのお役立ち情報が盛りだくさんのサイトです。今回新たに、特集記事・事業者向けページを追加しました。ぜひご利用ください。

- ▷ **問合せ** 観光課 TEL (5246) 1447



[詳しくはこちら](#)



～節電にご協力を～ 家庭でできる節電メニュー

地球温暖化を防ぐために、家庭でできる節電・省エネ対策に取り組みましょう。

<p>照明</p> <p>こまめに消す OFF</p>	<p>冷蔵庫</p> <p>・ものを詰め込みすぎず、すぐ取り出せる工夫をする（冷蔵庫は隙間なく詰め込む） ・季節に合わせて設定温度を調節する</p>
<p>エアコン</p> <p>フィルターをこまめに掃除する</p>	<p>テレビ</p> <p>つけている時間を1日1時間減らす</p>

- ▷ **問合せ** 環境課 TEL (5246) 1281

6年度 新たな非課税世帯等向け家計支援特別給付金

支給金額 1世帯あたり **10万円** + こども加算（該当児童1人あたり） **5万円**

対象世帯 次の要件を満たす世帯
 ・基準日（6年6月3日）において、台東区に住民登録がある世帯
 ・世帯全員の6年度住民税所得割が新たに非課税となった世帯（生活保護受給世帯含む）
 ※5年度に実施された家計支援特別給付金（7万円または10万円）を受給済の世帯または受給対象だった世帯を除く
 ※6年度住民税の課税者から扶養されている方のみで構成される世帯を除く

支給対象となる世帯および可能性のある世帯には、次の①・②のいずれかの書類を送付します。お手元に届いた書類をよくご確認のうえ、お手続きください。

	送付時期	申請方法	申請期限	支給時期
①支給要件確認書	7月上旬～	電子申請か郵送 ※電子申請であれば申請が区へすぐに到達し、郵送申請より早く支給されます。	10月31日(木) (必着)	区が申請を受領してから 約4週間後（目安）
②申請書（請求書） ※区が課税情報を確認できない世帯へ送付します	7月中旬～	郵送 ※世帯全員の6年度住民税所得割が非課税とわかる税証明書が必要です。		

※こども加算分については、以下に該当する場合、受給するための手続きが別途必要となりますので、コールセンターへお問合せください。

- ・基準日の翌日以降に生まれた新生児がいる
- ・養育している児童が別世帯にいる
- ・基準日後に離婚した、または基準日時点において離婚協議中で、児童を養育している方がこども加算を受給していない
- ・住民票上の続柄が「子」以外の児童がいる

DV等で住民票を移すことができず避難中の方
 家計支援特別給付金を受給できる可能性があります。
 住所地の世帯がすでに本給付金に相当する給付を受け取っている場合でも、一定の要件（DVを受けていることがわかる書類とその他支給要件）を満たせば、受給することができます。
 手続きについては、コールセンターへお問合せください。

- ▷ **申請場所** 〒110-8615 台東区役所臨時特別給付金担当
- ▷ **問合せ** 台東区家計支援特別給付金コールセンター（8:30～17:15、土・日曜日・祝日を除く）
TEL 0120-437-074



[詳しくはこちら](#)